

四

三

—
—

の 十 条 事 省 ○

用 振 替 法 の 適

の法發号名
条律行称
項及の及
び根ひ
そ拠記

財務省告示第二百五十八号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
令第三十号）第五条第十ー項及び政府資金調達
務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
十一項の規定に基づき、平成二十七年七月二
一日に發行した割引短期國債及び政府短期証券
發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年八月六日

特別会計に関する法律へ平成十九年法律第二十三号（昭和二十二年法律第一項並びに財政法）及び昭和三十一年法律第三十四号（昭和二十六年法律第一百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律第五条第二項及び株式等の振替に関する法項及び第一条第一項、同条第四項、第九条第一項、第一百三十六条第一項、第一百三十七条规定の適用を受けるものとし、その規定以下「振替法」という。）の規定振替機関は日本銀行とする。）の規定競争に付して行われる入札（「価格競争に入札」といふ。）及び価格競争入札（「価格競争」といふ。）にによる発行（以下「価格競争入札」といふ。）と同一時に行われる入札と同時に行われると同時に価格競争入札が発行されると同時に価格競争入札が実施される。

六

イ
発

入価 行争非者特國
札格行 入価・別債
発競 札格第參市
行争額 發競 I 加場

五

方募

入価法の決定期争行

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七	
			振額最 替額面 位金	払 込金 額	口
償行争非者特国入価発		還入価・別債札格行行	低行争非者特国入価込	行争非者特国	
期札格第参市発競価		單面札格第参市発競金	入価・別債金	入価・別債	
限發競I加場行争格日		位發競I加場行争額	札格第参市發競I加場	發競I加場	
平 成 二 十 八 年 七 月 二 十 日	厘額厘額 面以面 金上金 額の額 百そ百 円れ円 にぞに つれつ きのき 百応百 円募円 一価一 錢格錢 九一	平す額の振 成るの記替 .整載法 十數又の 七倍は規 年記定 七金錄に 月額はよ 二に、る 十よ最振 一る低替 日も額口 の面座 と金簿	千 万 円 千 数 百 億 三 千 九 百 三 十 一 万	千二六二 千十兆 六四二 十万千 九六九 億百百 三円三 十 九 百 三 十 一 百	面た条特 金割第別 額引一會 で短項計 二期のに 千國規閥 六債定す 十に、る 九つ基法 億いづ律 円てき第 は發四 、行十 額し六

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
七 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
七 通 に う 、 期
月 知 つ 。 そ が
二 を き の 銀
十 受 百 翌 行
一 け き 営 休
日 た 円 業 業
に に 者 日 日